

被申立人準備書面(1) 抄出

平成26年3月31日

不当労働行為に救済申立に対する答弁

第1 「第2 不当労働行為に関する具体的事実」について

1 「(1) 当事者」 省略

2 「(2) 日本語教育研究センターのインストラクター(非常勤)と被申立人との労働契約」

(1) 同(ウ)項について

同項のうち、被申立人大学が、日本語教育研究センターのインストラクター(非常勤)との間で、平成21(2009)年4月以降、嘱任期間を6ヶ月とする労働契約を締結し更新をしてきたこと、当初の雇用条件確認書に在籍期間の上限を5年とすることが明記されていなかったことは認め、その余は否認ないし争う。

被申立人大学は、平成21(2009)年3月に開催した打合せ会で、同年4月から新たに採用する予定のインストラクター(非常勤)に対し、在籍期間の上限を5年とすることが明記された「早稲田大学日本語教育センターのインストラクターに関する規程」(但し、同年5月29日付けで施行される前のもの。以下「インストラクター規程案」という。)を配布し、在籍期間の上限を5年とすることを説明した上で、当該インストラクター(非常勤)との間で労働契約(「大学とインストラクター間の雇用条件確認書」)を締結し、その締結に先立ち改めて「日本語教育研究センターインストラクター規程」(但し、同年5月29日付けで施行されたものと同内容のもの。以下「インストラクター規程」という。)も交付していたのであるから、5年の在籍上限を超える合理的更新期待は生じていない。

(2) 同(エ)について 省略

(3) 同(オ)について

同項のうち、被申立人大学が、5年の在籍上限を迎えるインストラクター（非常勤）の最後の契約更新に際し、不更新条項（「2014年3月31日の嘱任期間満了をもって退職し、インストラクター（非常勤）としての契約を更新しない。」）を記載した雇用条件確認書を交付して署名捺印を求めたこと、そのうち一部のインストラクター（非常勤）が不更新条項に不同意を明記して署名捺印した雇用条件確認書を提出したことは認め、その中に申立人組合に加入する組合員がいることは不知。

(4) 同(カ)項について 省略

(5) 同(キ)項について

被申立人大学は、既に同年7月22日開催の第3回団体交渉より、申立人組合に加入するインストラクター（非常勤）の氏名が開示されない限り、申立人組合が被申立人大学の雇用するインストラクター（非常勤）を代表しているのかを確認することができないため、その雇止めについて具体的な協議を進めることができないことを繰り返し回答してきた。

上記にもかかわらず、申立人組合は、本日に至るまで、加入するインストラクターの氏名はおろか、その加入時期や正確な人数さえ明らかにしていない。

3 「(3) 日本語教育センターのインストラクター（非常勤）と申立人との労働契約」

(1) 同(ク)項について 省略

(2) 同(ケ)項について 省略

(3) 同(コ)項について

同項のうち、被申立人大学がインストラクター規程の制定手続について平成25（2013）年7月22日付けで文書回答したこと、被申立人大学が同日開催の第3回団体交渉で申立人組合に加入するインストラクター（非常

勤)の頭名を求めたのに対し、申立人組合がこれに反対したことは認める。

申立人組合に加入するインストラクター(非常勤)の氏名が開示されない限り、申立人組合が被申立人大学の雇用するインストラクター(非常勤)を代表しているのかを確認することができないため、被申立人大学として、その雇止めについて具体的な協議を進めることができないことは当然である。

(4) 同(サ)項について

同項のうち、申立人組合が同項引用の主張をしたことは認め、その余は否認する。

被申立人大学は、平成25(2013)年7月22日開催の第3回団体交渉で、インストラクター規程の制定過程で申立人組合に意見を求めなかったことが不当労働行為ではないと主張したものである。

インストラクター規程について早稲田大学教員組合(以下「教員組合」という。)に対して意見を求めた平成21(2009)年1月当時、被申立人大学は、インストラクター(非常勤)を一人も雇用しておらず、そもそも申立人組合との間で団体交渉義務を負う立場になかったし、インストラクター(非常勤)として採用が予定される者が申立人組合に加入しているなどという指摘を受けた事実もない。

被申立人大学が、インストラクター規程について申立人組合にだけ意見を求めたのは、従来から教員の処遇をめぐる問題について、約800名の教員が加入する教員組合と協議を重ねてきた歴史があったからに過ぎず、何ら申立人組合の弱体化を企図したものではないし、支配介入の意思に基づくものでもない。

(5) 同(シ)項について【以下で2015年とあるのは2013年ですがそのまま掲載します】

同項のうち、被申立人大学が、平成25(2015)年8月23日開催の第4回団体交渉で、インストラクター規程が、平成21(2009)年4月1日から適用することとして、同年5月29日付けで施行されたことを説明